

「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の 都市計画の見直し(素案)」に関する 市民意見募集について

都市計画施設等の見直し

検索

都市計画は社会経済状況に応じた見直しが必要であり、本市では、都市計画により予定地と定めているにもかかわらず、長年にわたり事業に着手していない公園・緑地及び土地区画整理事業の見直しを進めています。平成24年12月に策定した「見直し指針」に基づき、都市計画により定めた予定地の存続又は廃止の素案を作成しましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

募集期間：平成25年2月8日（金）から平成25年3月7日（木）まで

よくある御質問

見直しをするとどうなるの？

都市計画を廃止する公園予定地では、3階建て以下でないと建築できないなどの建築規制がなくなります。

現在、利用している公園がなくなることがあるの？

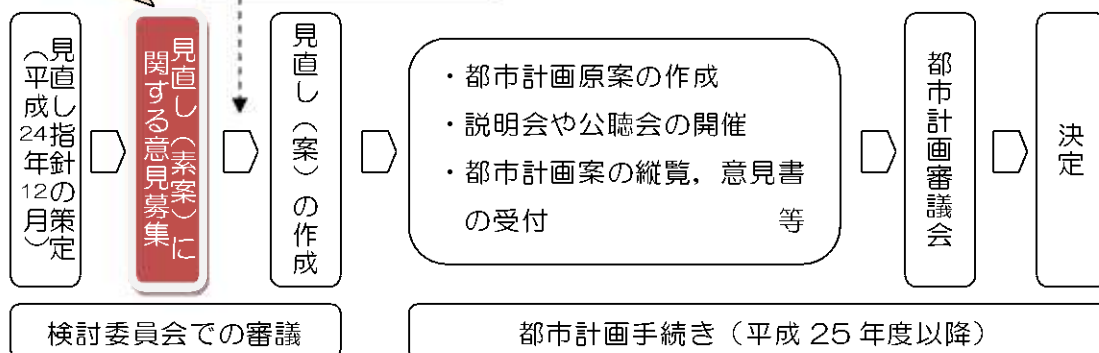
今回の見直しで、現在、進めている事業を中止したり、皆様が利用されている公園をなくしたりすることはありません。

スケジュール

平成25年度以降は、説明会や公聴会を開催するなど、皆様の御意見をお聞きしながら都市計画手続きを進めます。

今回の意見募集です

皆様の御意見を反映



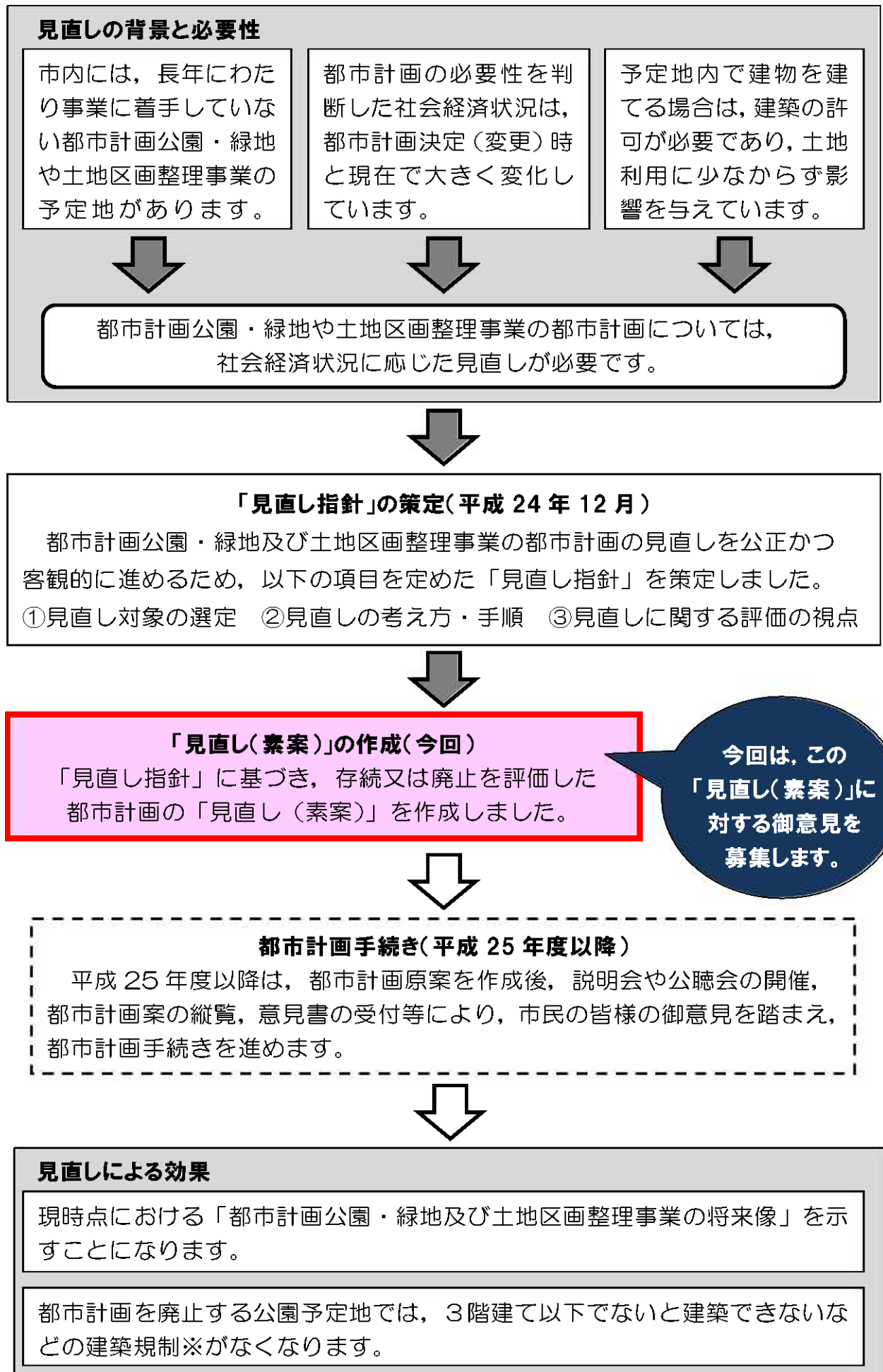
発行：京都市都市計画施設等見直し検討委員会（この冊子では「検討委員会」といいます。）

※ 京都市都市計画施設等見直し検討委員会とは、長期にわたり事業に着手していない都市計画の見直しを進めるに当たり、専門的かつ客観的な視点や市民目線から検討していただくため、学識経験者及び市民委員で構成する委員会です。

目 次

1	都市計画の見直しの流れ.....	1
2	都市計画公園・緑地の見直し（素案）一覧.....	2
3	土地区画整理事業の見直し（素案）一覧.....	4
4	都市計画公園・緑地の見直し（素案）.....	6
1	宝池公園.....	6
2	大見公園.....	6
3	西京極運動公園.....	6
4	横大路公園.....	7
5	岡崎公園.....	7
6	塔ノ森公園.....	7
7	淀城跡公園.....	8
8	唐橋西寺児童公園.....	8
9	太秦公園.....	8
10	三栖公園.....	9
11	西野公園.....	9
12	西中公園.....	9
13	朱雀公園.....	10
14	小松原公園.....	10
15	東吉祥院公園.....	10
16	二条公園.....	11
17	伏見公園.....	11
18	深草西浦南公園.....	11
19	竹田公園.....	12
20	生祥児童公園.....	12
21	五辻児童公園.....	13
22	西九条児童公園.....	13
23	三条東児童公園.....	13
24	楽只児童公園.....	14
25	崇仁児童公園.....	14
26	松賀茂児童公園.....	14
27	桜島児童公園.....	15
28	先斗町公園.....	15
29	薩田公園.....	15
30	西河原北公園.....	16
31	醍醐辰巳公園.....	16
32	川田公園.....	16
33	戒光公園.....	17
34	桂川緑地.....	18
35	東山自然緑地.....	18
5	土地区画整理事業の見直し（素案）.....	19
1	西京極地区.....	19
2	太子地区.....	19
3	太秦地区.....	20
4	伏見地区.....	20
5	松ヶ崎地区.....	21
6	山科東部地区.....	21
7	洛北第一地区.....	22
8	洛北第二地区.....	22
9	洛北第三地区.....	23
10	洛西第一地区.....	23
11	洛西第二地区.....	24
12	洛西第三地区.....	24
13	上烏羽南部地区.....	25
参考1	都市計画公園・緑地の見直し指針（抜粋）.....	26
参考2	土地区画整理事業の見直し指針（抜粋）.....	28

1 都市計画の見直しの流れ



※建築規制：都市計画公園・緑地の予定地で建築物を建てる場合は、建築規制があります。
詳細は、ホームページを御覧いただくか、都市計画課へお問い合わせください。

2 都市計画公園・緑地の見直し（素案）一覧

個別の見直し（素案）はP6～P18を御覧ください。また、詳細な評価内容を示した評価調書を都市計画課窓口又はホームページで御覧いただけます。

都市計画公園・緑地の見直し（素案）の一覧

NO.	種別	名称	行政区	都市計画決定後の経過年数	計画面積 (ha)	未着手面積 (ha)	見直し（素案）	廃止面積 (ha)
1	広域	宝池公園	左京区	69年	128.9	66.2	存続(変更なし)	0
2	〃	大見公園	左京区	31年	107.3	107.3	存続(変更なし)	0
3	運動	西京極運動公園	右京区	49年	19.1	1.0	区域の一部廃止	1.0
4	〃	横大路公園	伏見区	38年	18.4	2.1	存続(変更なし)	0
5	総合	岡崎公園	左京区・東山区	52年	15.0	1.0	存続(変更なし)	0
6	地区	塔ノ森公園	南区	38年	5.4	5.4	存続(変更なし)	0
7	〃	淀城跡公園	伏見区	10年	3.4	1.7	存続(変更なし)	0
8	近隣	唐橋西寺児童公園	南区	75年	1.2	0.1	存続(変更なし)	0
9	〃	太秦公園	右京区	71年	1.9	1.8	区域の一部廃止	1.8
10	〃	三栖公園	伏見区	71年	2.5	0.2	面積錯誤の訂正	0
11	〃	西野公園	山科区	69年	2.6	2.5	区域の一部廃止	2.5
12	〃	西中公園	右京区・南区	68年	2.7	2.6	区域の一部廃止	2.6
13	〃	朱雀公園	中京区	68年	3.1	1.2	区域の一部廃止	1.2
14	〃	小松原公園	北区	66年	2.3	2.3	区域の全廃止	2.3
15	〃	東吉祥院公園	南区	66年	2.9	1.9	区域の一部廃止	1.9
16	〃	二条公園	中京区	65年	2.2	1.6	区域の一部廃止	1.6
17	〃	伏見公園	伏見区	64年	2.5	0.2	区域の一部廃止	0.2
18	〃	深草西浦南公園	伏見区	45年	1.7	0.2	区域の一部廃止	0.2
19	〃	竹田公園	伏見区	38年	2.5	0.4	区域の一部廃止	0.1
20	街区	生祥児童公園	中京区	65年	0.13	0.06	区域の一部廃止	0.06
21	〃	五辻児童公園	上京区	65年	0.22	0.22	区域の全廃止	0.22
22	〃	西九条児童公園	南区	63年	1.13	0.56	面積錯誤の訂正	0
23	〃	三条東児童公園	東山区	52年	0.17	0.08	区域の一部廃止	0.08
24	〃	楽只児童公園	北区	61年	0.31	0.31	区域の全廃止	0.31
25	〃	崇仁児童公園	下京区	59年	0.42	0.42	区域の全廃止	0.42
26	〃	松賀茂児童公園	左京区	55年	0.54	0.34	存続(変更なし)	0
27	〃	桜島児童公園	伏見区	53年	0.22	0.11	存続(変更なし)	0
28	〃	先斗町公園	中京区	51年	0.15	0.09	区域の一部廃止	0.09
29	〃	薩田公園	左京区	44年	0.20	0.20	区域の全廃止	0.20
30	〃	西河原北公園	左京区	23年	0.22	0.22	存続(変更なし)	0
31	〃	醍醐辰巳公園	伏見区	23年	0.34	0.01	存続(変更なし)	0
32	〃	川田公園	山科区	20年	0.25	0.02	存続(変更なし)	0
33	〃	戒光公園	南区	19年	0.32	0.32	存続(変更なし)	0
公園計					330.2	202.7		16.8
34	緑地	桂川緑地	右京区・西京区・南区・伏見区	41年	488.5	461.2	存続(変更なし)	0
35	〃	東山自然緑地	山科区	39年	20.4	1.8	存続(変更なし)	0
緑地計					508.9	463.0		0
公園・緑地計					839.1	665.7		16.8

区域の全廃止：都市計画公園・緑地の計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止

区域の一部廃止：都市計画公園・緑地の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域の全てを廃止又は一部を廃止

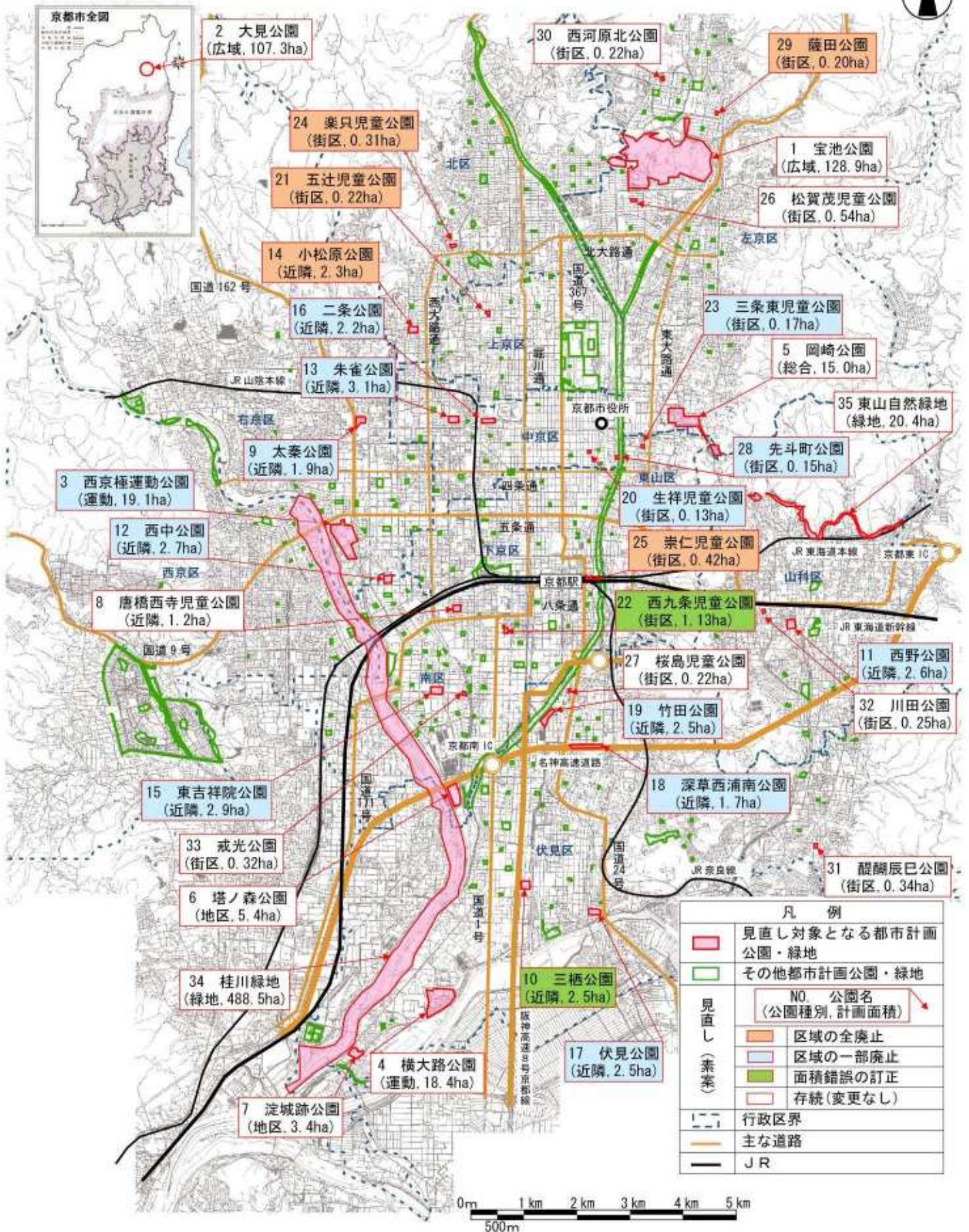
存続（変更無し）：都市計画公園・緑地の計画区域をそのまま存続

面積錯誤の訂正：都市計画公園・緑地の計画面積を計画区域に合わせて訂正

※1 開園済み又は事業中の区域は廃止しません。

※2 都市計画決定後の経過年数は平成24年3月31日現在のものです。

都市計画公園・緑地の見直し（素案）位置図



3 土地区画整理事業の見直し（素案）一覧

個別の見直し（素案）は P19～P25 を御覧ください。また、詳細な評価内容
を示した評価調書を都市計画課窓口又はホームページで御覧いただけます。

土地区画整理事業の見直し（素案）の一覧

NO.	名称	行政区	都市計画 決定後の 経過年数	計画面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	見直し(素案)	廃止面積 (ha)
1	西京極地区 土地区画整理事業	右京区・南区・下京区	73 年	97.2	97.2	区域の全廃止	97.2
2	太子地区 土地区画整理事業	右京区・中京区	73 年	227.1	206.3	区域の一部廃止	206.3
3	太秦地区 土地区画整理事業	右京区・中京区	73 年	100.2	100.2	区域の全廃止	100.2
4	伏見地区 土地区画整理事業	伏見区	52 年	85.2	85.2	区域の全廃止	85.2
5	松ヶ崎地区 土地区画整理事業	左京区	50 年	101.5	101.5	区域の全廃止	101.5
6	山科東部地区 土地区画整理事業	山科区	48 年	251.6	251.6	区域の全廃止	251.6
7	洛北第一地区 土地区画整理事業	左京区	46 年	94.5	9.8	区域の一部廃止	9.8
8	洛北第二地区 土地区画整理事業	左京区	44 年	120.0	66.7	区域の一部廃止	66.7
9	洛北第三地区 土地区画整理事業	左京区	44 年	55.5	22.9	区域の一部廃止	22.9
10	洛西第一地区 土地区画整理事業	西京区	40 年	79.0	5.9	区域の一部廃止	5.9
11	洛西第二地区 土地区画整理事業	西京区	40 年	98.1	1.5	区域の一部廃止	1.5
12	洛西第三地区 土地区画整理事業	西京区	40 年	10.0	10.0	区域の全廃止	10.0
13	上烏羽南部地区 土地区画整理事業	南区・伏見区	40 年	166.8	15.8	区域の一部廃止	15.8
合計				1,486.7	974.6	廃止合計	974.6

区域の全廃止：土地区画整理事業の計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止

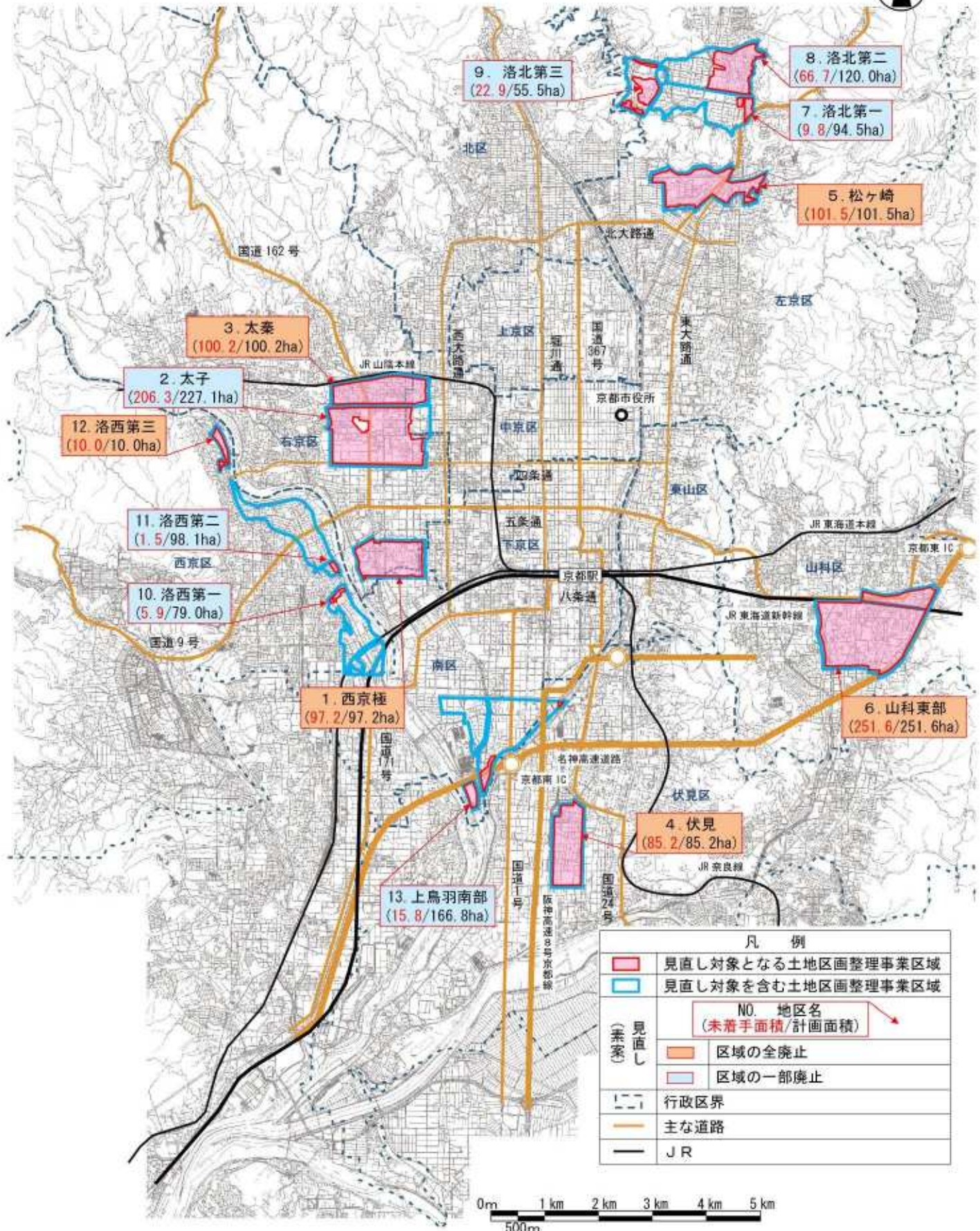
区域の一部廃止：土地区画整理事業の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域を廃止

※1 完成又は事業中の区域は廃止しません。

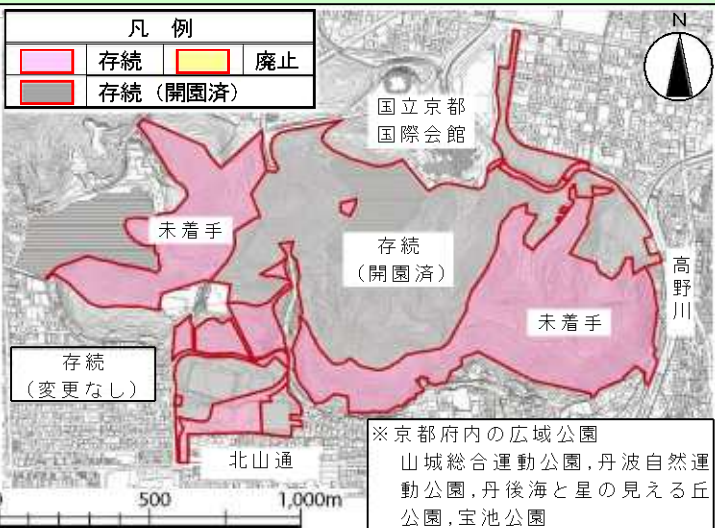
※2 西京極、太子、太秦、伏見、松ヶ崎地区の一部が木造密集市街地と重複しています。

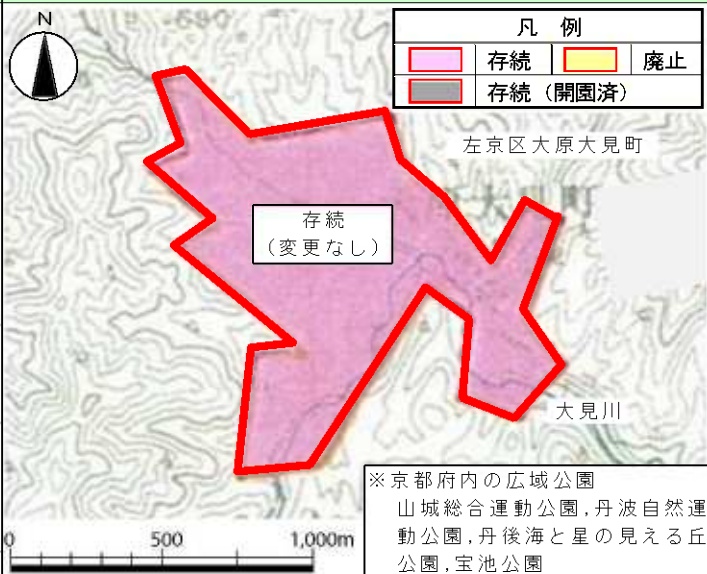
※3 都市計画決定後の経過年数は平成 24 年 3 月 31 日現在のものです。

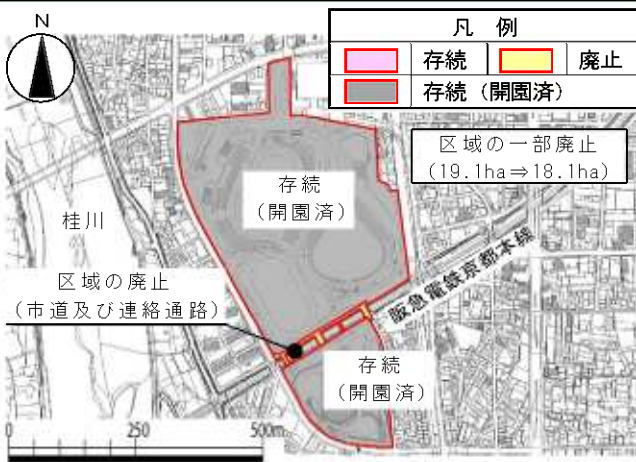
土地区画整理事業の見直し（素案）位置図



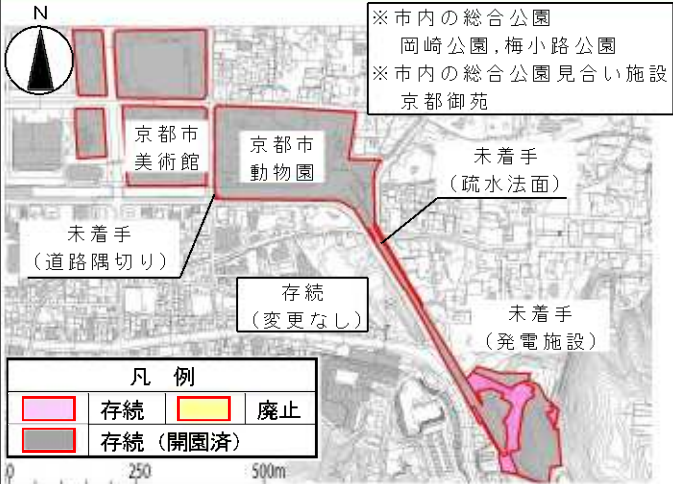
4 都市計画公園・緑地の見直し（素案）

No.	1	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	9・6・46 宝池公園		変更前面積：128.9ha⇒変更後面積：128.9ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:25,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、公園内を通過する道路の線形変更に伴い、一体的利用による公園機能の向上を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、府民一人当たりの広域公園面積が 1.34 m²/人であり 1.0 m²/人（広域公園の充足判断基準値）以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、一定用地買収が行われていること、買収対象となる建築物が少ないことから、実現性は高いと判断する。 最終評価未着手区域は存続とする。		 凡 例 - 存続 - 存続（開園済） - 廃止 ※京都府内の広域公園 山城総合運動公園、丹波自然運動公園、丹後海と星の見える丘公園、宝池公園	

No.	2	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	240 大見公園		変更前面積：107.3ha⇒変更後面積：107.3ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:25,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、スポーツ・レクリエーション需要への対処等という決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、府民一人当たり広域公園面積が 1.34 m²/人であり 1.0 m²/人（広域公園の充足判断基準値）以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、公園へのアクセス道路事業が休止されていることから、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき、行政と市民、住民の協働により大見公園の方向性を調整していく必要があることから、存続と判断する。 最終評価未着手区域は存続とする。		 凡 例 - 存続 - 存続（開園済） - 廃止 ※京都府内の広域公園 山城総合運動公園、丹波自然運動公園、丹後海と星の見える丘公園、宝池公園	

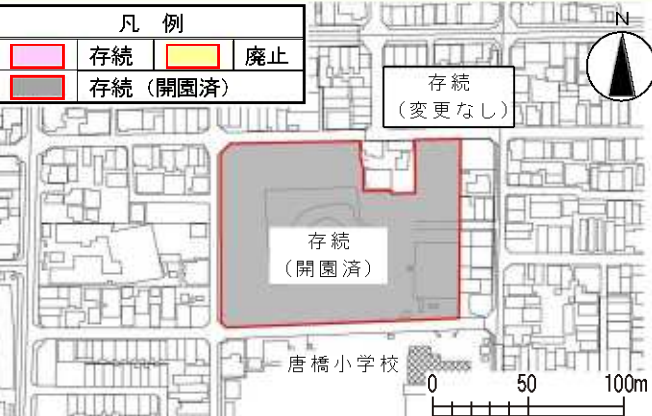
No.	3	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	6・5・135 西京極運動公園		変更前面積：19.1ha⇒変更後面積：18.1ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:15,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、隣接する道路の変更と公園区域の整合を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、市民一人当たり運動公園面積が 0.57 m²/人であり 0.75 m²/人（運動公園の充足判断基準値）以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、市民一人当たり運動公園見合い施設面積が 0.81 m²/人であり 0.75 m²/人（運動公園の充足判断基準値）以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域における市道の代替路の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、開園部において広域避難場所としての機能があることから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。		 凡 例 - 存続 - 存続（開園済） - 廃止 ※市内の運動公園 横大路公園、伏見桃山城運動公園等 ※市内の運動公園見合い施設 桂川運動公園、羽東師運動広場等の運動施設部分	

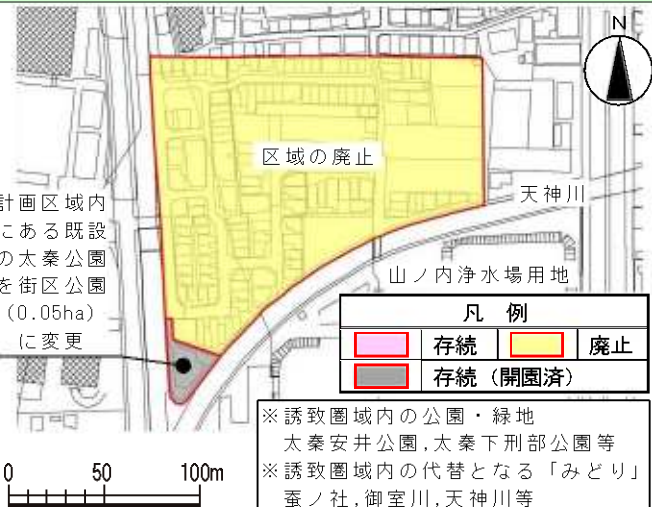
No.	4	見直し（素案）	存続（変更なし）				
名称	6・5・205 横大路公園		変更前面積：18.4ha⇒変更後面積：18.4ha				
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：10,000					
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、都市計画公園の適正な配置の実現を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体的な整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、市民一人当たり運動公園面積が0.57 m²/人であり0.75 m²/人（運動公園の充足判断基準値）以下であるため、充足していないと判断する。		 凡 例 <table border="1"> <tr> <td>存続</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>存続（開園済）</td> <td></td> </tr> </table> ※市内の運動公園 横大路公園、伏見桃山城運動公園等 ※市内の運動公園見合い施設 桂川運動公園、羽東師運動広場等の運動施設部分		存続	廃止	存続（開園済）	
存続	廃止						
存続（開園済）							
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、市民一人当たり運動公園見合い施設面積が0.81 m²/人であり0.75 m²/人（運動公園の充足判断基準値）以上であるため、一定充足していると判断する。							
実現性の評価「5 実現性の評価」は、伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定であり、実現性は高いと判断する。							
最終評価未着手区域は存続とする。							

No.	5	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	5・5・125 岡崎公園		変更前面積：15.0ha⇒変更後面積：15.0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：15,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、琵琶湖疏水との触れ合いの場の提供、散策空間のネットワーク化等を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、市民一人当たり総合公園面積が 0.18 m²/人であり 1.5 m²/人（総合公園の充足判断基準値）以下であるため、充足していないと判断する。			
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、市民一人当たり総合公園見合い施設面積が 0.61 m²/人であり 1.5 m²/人（総合公園の充足判断基準値）以下であるため、充足していないと判断する。			
最終評価未着手区域は存続とする。			

No.	6	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	204 塔ノ森公園		変更前面積：5.4ha⇒変更後面積：5.4ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：10,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、南部地域の人口増への対応を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体的な整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が23.9㎡/人であり5㎡/人以上であるが、地区公園の適正配置の観点から、充足していないと判断する。			
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が109.8㎡/人であり5㎡/人以上であるため、一定充足していると判断する。			
実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域はグラウンド（市有地）であり用地買収はなく、移転対象となる建築物もないことから、実現性は高いと判断する。			
最終評価未着手区域は存続とする。			

No.	7	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	4・3・282 淀城跡公園		変更前面積：3.4ha⇒変更後面積：3.4ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図	1：10,000
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、淀城跡の保全、文化交流の場、集客と賑わいの空間創出を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、「淀城跡公園再整備基本構想」（平成 13 年 1 月策定）において、位置付けがある。			
最終評価 未着手区域は存続とする。			

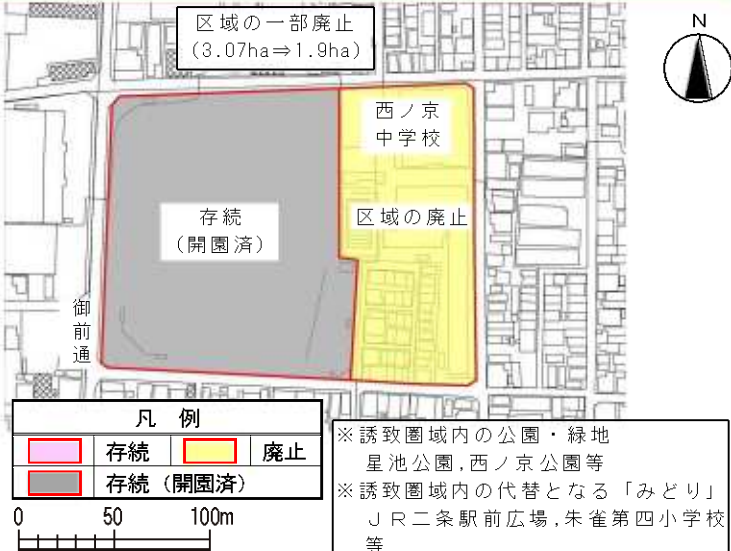
No.	8	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	10 唐橋西寺児童公園		変更前面積：1.15ha⇒変更後面積：1.15ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図	1：4,000
未開園の部分も実態として全域開園済であり、見直し検討を行っていない。			

No.	9	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	38 太秦公園		変更前面積：1.85ha⇒変更後面積：0.05ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図	1：4,000
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、防空緑地としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 0.87 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 6.52 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、一団の住宅地の買収が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、広域避難場所が近接していることから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。		 計画区域内にある既設の太秦公園を街区公園（0.05ha）に変更 ※誘致圏域内の公園・緑地 太秦安井公園、太秦下刑部公園等 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 蛭ノ社、御室川、天神川等	
最終評価 未着手区域は廃止とする。			

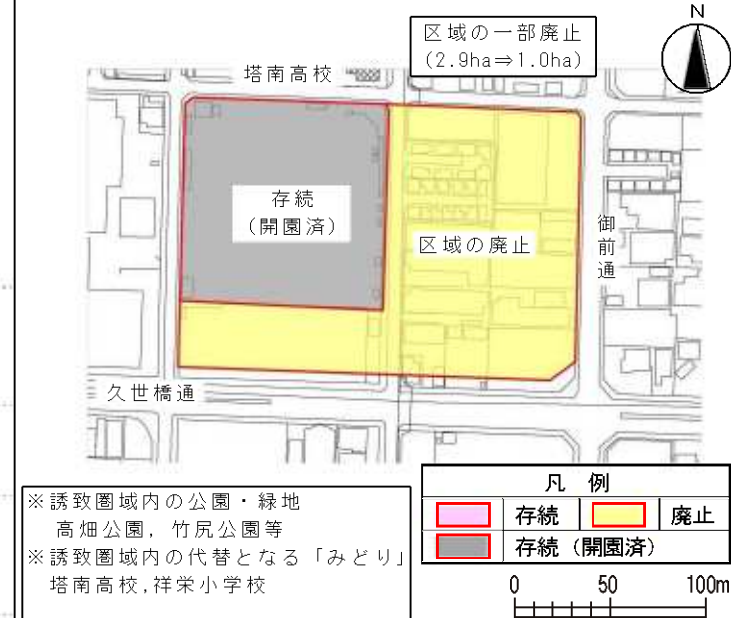
No.	10	見直し（素案）	面積錯誤の訂正
名称	40 三栖公園		変更前面積：2.47ha⇒変更後面積：2.24ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図	1：4,000
面積錯誤の訂正のみであり，見直し検討を行っていない。			

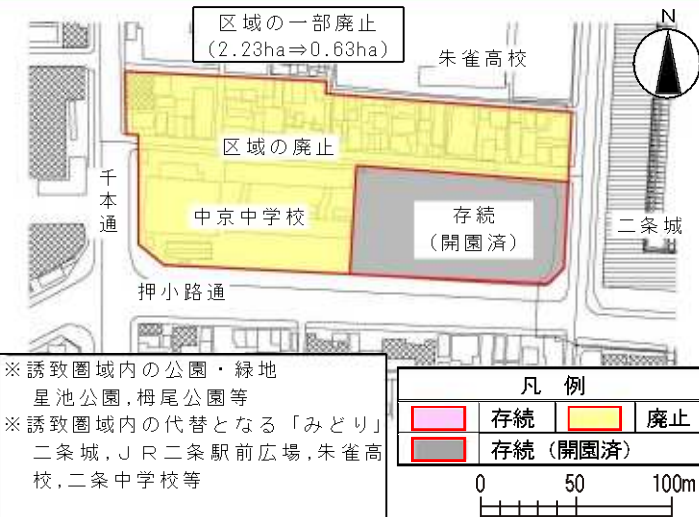
No.	11	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	48 西野公園		変更前面積：2.64ha⇒変更後面積：0.16ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図	1：4,000
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は，防空緑地としての決定理由であり，現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は，誘致圏域内において公園・緑地面積が 2.37 m²/人であり 5 m²/人以下であるため，充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は，誘致圏域内において「みどり」面積が 7.28 m²/人であり 5 m²/人以上であるため，一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は，一団の住宅地の買収が必要であり，実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は，広域避難場所が近接し，避難所が隣接していることから，未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。		※誘致圏域内の公園・緑地 東野公園，左義長公園等 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 山科川，山科中学校，山階南小学校	

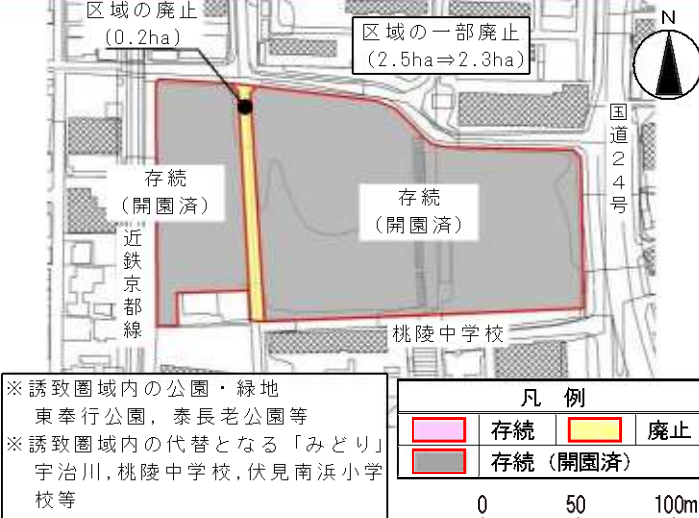
No.	12	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	49 西中公園		変更前面積：2.71ha⇒変更後面積：0.15ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図	1：4,000
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は，防空緑地としての決定理由であり，現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は，誘致圏域内において公園・緑地面積が 1.17 m²/人であり 5 m²/人以下であるため，充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は，誘致圏域内において「みどり」面積が 5.18 m²/人であり 5 m²/人以上であるため，一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は，工場，住宅地等の買収が必要であり，実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は，広域避難場所が近接していることから，未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。		※誘致圏域内の公園・緑地 宮の森公園，西ノ庄公園等 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 天神川，旧天神川，西大路小学校，西京極小学校等	

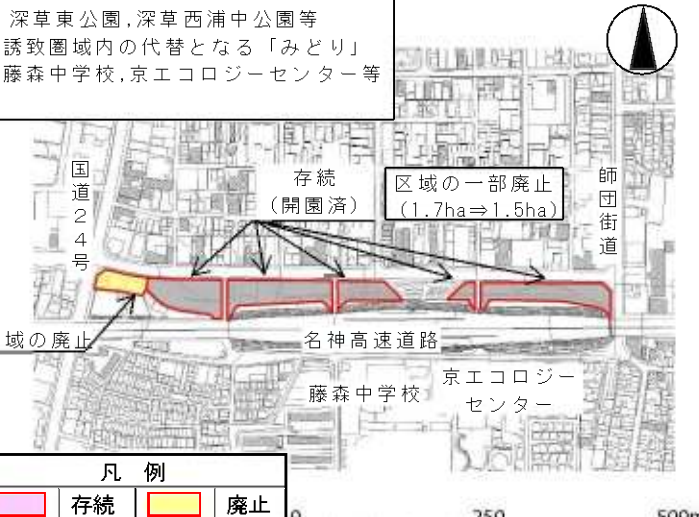
No.	13	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	54 朱雀公園		変更前面積：3.07ha⇒変更後面積：1.9ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：4,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、防空緑地としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 2.49 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 5.14 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、一団の住宅地の買収、学校の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、学校であり他の土地利用の可能性が低いことから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。		 ※誘致圏域内の公園・緑地 星池公園、西ノ京公園等 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 JR二条駅前広場、朱雀第四小学校等	

No.	14	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	56 小松原公園		変更前面積：2.28ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：4,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、防空緑地としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 0.66 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 6.56 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、学校グラウンドの買収が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、学校グラウンドは広域避難場所に指定されており、他の土地利用の可能性が低いことから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。		 ※誘致圏域内の公園・緑地 等持院公園、一条町公園等 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 天神川、平野神社、立命館大学衣笠キャンパス等	

No.	15	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	3・3・57 東吉祥院公園		変更前面積：2.9ha⇒変更後面積：1.0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：4,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、隣接する道路の変更と公園区域の整合を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 5.46 m²/人であり 5 m²/人以上であるが、近隣公園の適正配置の観点から、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 12.41 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、住宅地、工場等の買収等が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、学校テニスコートは広域避難場所に指定されており、他の土地利用の可能性が低いことから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。		 ※誘致圏域内の公園・緑地 高畑公園、竹尻公園等 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 塔南高校、祥栄小学校	

No.	16	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	58 二条公園		変更前面積：2.23ha⇒変更後面積：0.63ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：4,000	
必要性の評価「1都市計画決定理由の検証」は、疎開空地利用としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 2.41 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 25.80 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5実現性の評価」は、住宅地、業務ビル等の買収、学校の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6総合評価」は、学校は他の土地利用の可能性が低く、広域避難場所が近接していることから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。			

No.	17	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	76 伏見公園		変更前面積：2.5ha⇒変更後面積：2.3ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：4,000	
必要性の評価「1都市計画決定理由の検証」は、隣接する道路の変更と整合を図るといふ最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体的な整備に関する位置付けはない。 「3公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 4.37 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 23.46 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5実現性の評価」は、未着手区域における市道の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6総合評価」は、開園部において広域避難場所としての機能があることから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。			

No.	18	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	150 深草西浦南公園		変更前面積：1.7ha⇒変更後面積：1.5ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：10,000	
必要性の評価「1都市計画決定理由の検証」は、公園需要への対応を図るといふ決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体的な整備に関する位置付けはない。 「3公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 2.63 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 5.49 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5実現性の評価」は、建築物立地部分の買収が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6総合評価」は、計画区域の大部分が開園済であることから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。			

No.	19	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	203 竹田公園		変更前面積：2.5ha⇒変更後面積：2.4ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：4,000	
鉄塔部分（0.1ha）と撤去自転車等保管所部分（0.3ha）では、実現性の評価に違いがあることから、実現性の評価からそれぞれの区域に分割して評価行う。			
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、南部地域の人口増への対応を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 8.09 ㎡/人であり 5 ㎡/人以上であるが、近隣公園の適正配置の観点から、充足していないと判断する。			
代替性の評価 「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 40.29 ㎡/人であり 5 ㎡/人以上であるため、一定充足していると判断する。			
(1) 鉄塔部分 (0.1ha)			
実現性の評価 「5 実現性の評価」は、鉄塔用地は買収が必要であり、実現性は低いと判断する。			
(2) 撤去自転車等保管所部分 (0.3ha)			
実現性の評価 「5 実現性の評価」は、撤去自転車等保管所部分は市有地であり、移転対象となる建築物も無いことから、実現性は高いと判断する。			
全体での評価 「6 総合評価」は、計画区域の大部分が開園済であることから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。			
最終評価 未着手区域のうち撤去自転車等保管所部分 (0.3ha) を除いた鉄塔部分 (0.1ha) を廃止とする。			

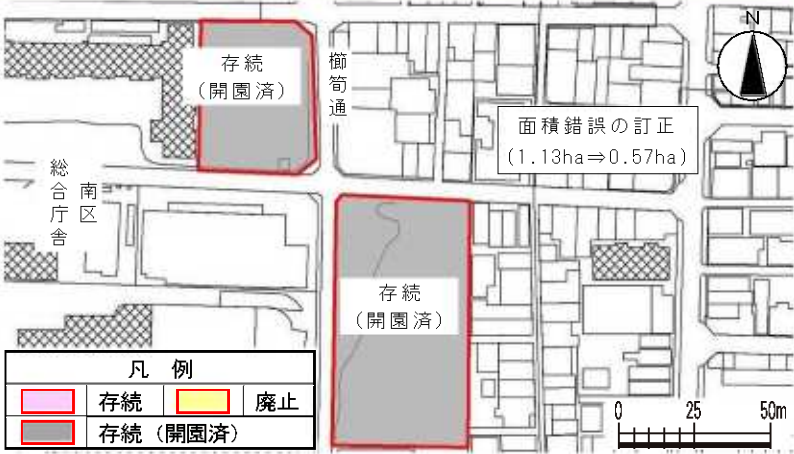
No.	20	見直し（素案）	区域の一部廃止								
名称	61 生祥児童公園		変更前面積：0.13ha⇒変更後面積：0.07ha								
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500									
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、疎開空地利用としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 1.82 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。		※ 誘致圏域内の公園・緑地 新京極六角公園、御射山公園等 ※ 誘致圏域内の代替となる「みどり」 元生祥小学校、高倉小学校等 凡 例 <table><tr><td></td><td>存続</td><td></td><td>廃止</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">存続（開園済）</td></tr></table> 0 25 50m			存続		廃止		存続（開園済）		
	存続				廃止						
	存続（開園済）										
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 5.02 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。											
実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域における駐輪場の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。											
全体での評価「6 総合評価」は、避難所が隣接しており、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。											
最終評価未着手区域は廃止とする。											

No.	21	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	74 五辻児童公園		変更前面積：0.218ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1:2,500
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、疎開空地利用としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が0.26㎡/人であり5㎡/人以下であるため、充足していないと判断する。			
代替性の評価 「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が5.13㎡/人であり5㎡/人以上であるため、一定充足していると判断する。			
実現性の評価 「5 実現性の評価」は、学校の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。			
全体での評価 「6 総合評価」は、学校は他の土地利用の可能性が低いことから、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。			
最終評価 未着手区域は廃止とする。			

凡 例			
	存続		廃止
	存続（開園済）		

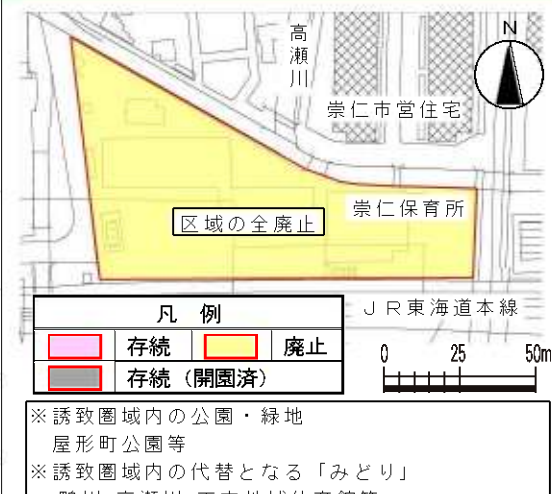
※ 誘致圏域内の公園・緑地
桜井公園

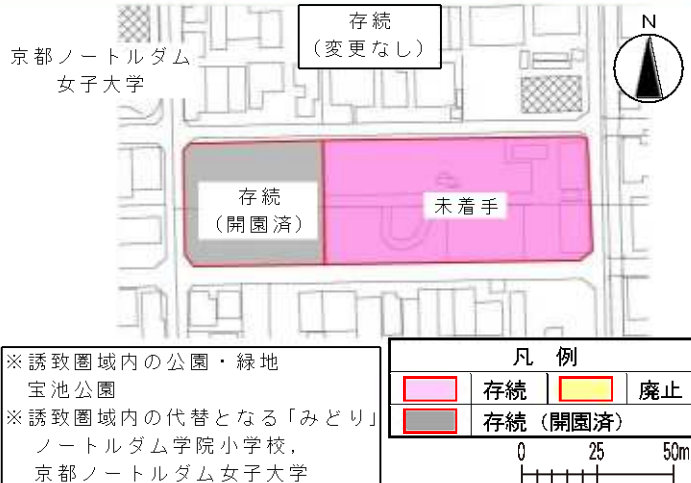
※ 誘致圏域内の代替となる「みどり」
般舟院陵、嘉楽中学校等

No.	22	見直し（素案）	面積錯誤の訂正
名称	79 西九条児童公園		変更前面積：1.13ha⇒変更後面積：0.57ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500	
面積錯誤の訂正のみであり、見直し検討を行っていない。			

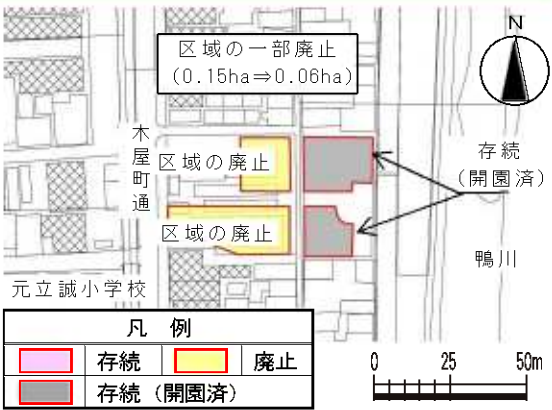
No.	23	見直し（素案）	区域の一部廃止				
名称	83 三条東児童公園		変更前面積：0.17ha⇒変更後面積：0.09ha				
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500					
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、一団地の居住環境の改良を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が0.34㎡/人であり5㎡/人以下であるため、充足していないと判断する。		 区域の一部廃止 (0.17ha⇒0.09ha) 区域の廃止 存続 (開園済) 凡 例 <table><tr><td>存続</td><td>廃止</td></tr><tr><td>存続（開園済）</td><td></td></tr></table> ※誘致圏域内の公園・緑地 三条東公園 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 大將軍神社、元有済小学校等		存続	廃止	存続（開園済）	
存続	廃止						
存続（開園済）							
代替性の評価 「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が6.16㎡/人であり5㎡/人以上であるため、一定充足していると判断する。							
実現性の評価 「5 実現性の評価」は、市営住宅等の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。							
全体での評価 「6 総合評価」は、広域避難場所が近接しており、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。							
最終評価 未着手区域は廃止とする。							

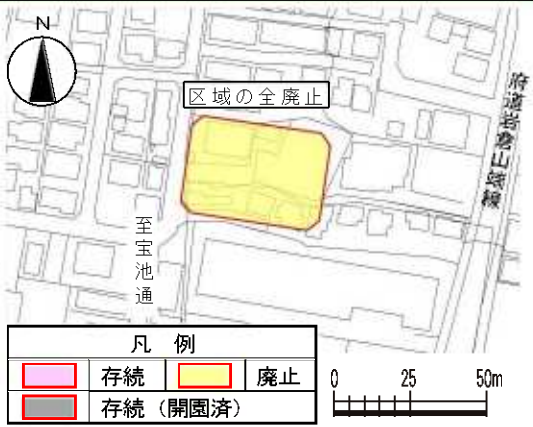
No.	24	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	85 楽只児童公園		変更前面積：0.314ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:2,500	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、近隣地の状況の推移に対応を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 1.82 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 8.19 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、市営住宅等の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、広域避難場所が近接しており、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。			

No.	25	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	86 崇仁児童公園		変更前面積：0.422ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:2,500	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、疎開空地利用としての決定理由であり、現状に適合していないと判断する。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 2.93 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積 18.01 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、保育所等の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、避難所が近接しており、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。 最終評価未着手区域は廃止とする。			

No.	26	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	117 松賀茂児童公園		変更前面積：0.538ha⇒変更後面積：0.538ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:2,500	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、土地区画整理事業の公園予定地としての決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 1.41 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 8.47 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物もないことから、実現性は高いと判断する。 最終評価未着手区域は存続とする。			

No.	27	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	120 桜島児童公園		変更前面積：0.223ha⇒変更後面積：0.223ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500	
未開園の部分も実態として全域開園済であり、見直し検討を行っていない。			

No.	28	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	2・2・126 先斗町公園		変更前面積：0.15ha⇒変更後面積：0.06ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、公園区域の拡大による公園利用者の利便性の向上を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が0.93㎡/人であり5㎡/人以下であるため、充足していないと判断する。			
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が57.34㎡/人であり5㎡/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域におけるバイク駐車場の代替地の確保が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、避難所が近接しており、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。		※誘致圏域内の公園・緑地 先斗町公園 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 鴨川、大和大路新門前付近街路広場等	
最終評価 未着手区域は廃止とする。			

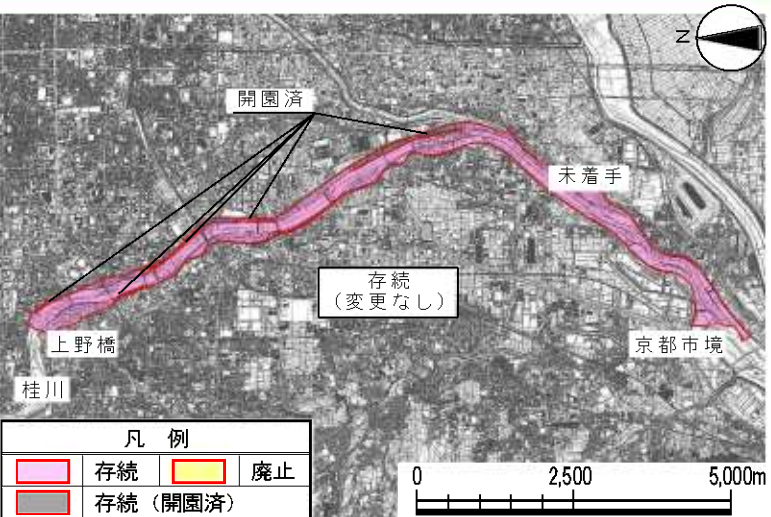
No.	29	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	165 薩田公園		変更前面積：0.20ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、付近住民の利用に供するという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が0.35㎡/人であり5㎡/人以下であるため、充足していないと判断する。			
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が5.76㎡/人であり5㎡/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域における住宅の買収が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、広域避難場所が近接しており、未着手区域を廃止しても問題ないと判断する。		※誘致圏域内の公園・緑地 池ノ内公園 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 出亀山、同志社高校グラウンド等	
最終評価 未着手区域は廃止とする。			

No.	30	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・262 西河原北公園		変更前面積：0.22ha⇒変更後面積：0.22ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1：2,500
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、良好な住環境整備、健全な遊び場の提供を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 0 m ² /人であり 5 m ² /人以下であるため、充足していないと判断する。			
代替性の評価 「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 43.20 m ² /人であり 5 m ² /人以上であるため、一定充足していると判断する。			
実現性の評価 「5 実現性の評価」は、洛北第二地区土地区画整理事業により計画区域が公園用地として確保されることから、実現性は高いと判断する。			
最終評価 未着手区域は存続とする。			

No.	31	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・268 醍醐辰巳公園		変更前面積：0.34ha⇒変更後面積：0.34ha
評価内容（P26,27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500	
未開園の部分も実態として全域開園済であり、見直し検討を行っていない。		凡 例 存続 廃止 存続（開園済） 0 25 50m  春日野小学校 辰巳保育所	

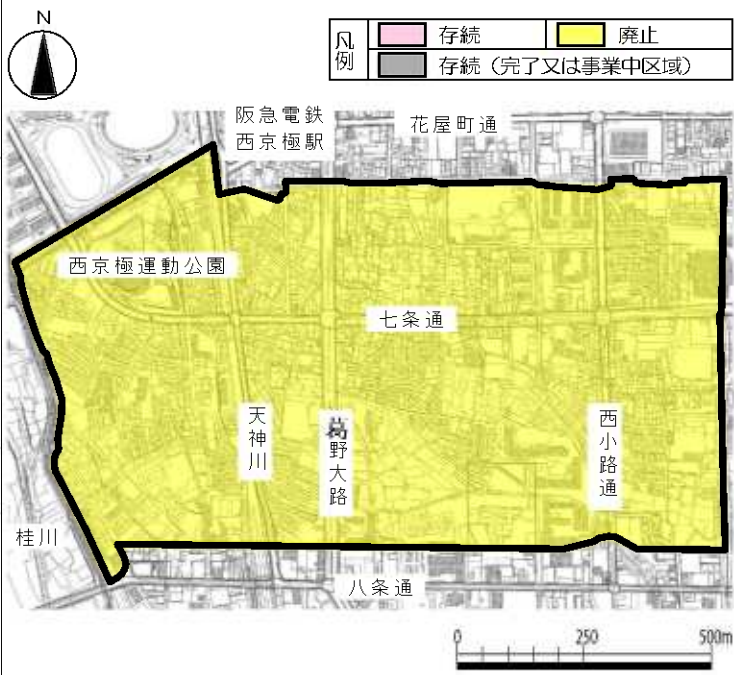
No.	32	見直し（素案）	存続（変更なし）											
名称	2・2・273 川田公園		変更前面積：0.25ha⇒変更後面積：0.25ha											
評価内容（P26,27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：2,500												
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、公園機能の向上と良好な住環境形成を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 1.23 ㎡/人であり 5 ㎡/人以下であるため、充足していないと判断する。														
代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 2.78 ㎡/人であり 5 ㎡/人以下であるため、充足していないと判断する。		<table border="1"><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td></td><td>存続</td><td></td><td>廃止</td></tr><tr><td></td><td>存続（開園済）</td><td></td><td></td></tr></table> ※誘致圏域内の公園・緑地 川田公園、樫川公園 ※誘致圏域内の代替となる「みどり」 旧安祥寺川、西野小学校			凡 例			存続		廃止		存続（開園済）		
凡 例														
	存続		廃止											
	存続（開園済）													
最終評価未着手区域は存続とする。														

No.	33	見直し（素案）	存続（変更なし）
名称	2・2・275 戒光公園		変更前面積：0.32ha⇒変更後面積：0.32ha
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1：2,500
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、良好な住環境形成と児童の健全な遊び場の提供を図るという決定理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体の整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、誘致圏域内において公園・緑地面積が 4.28 m²/人であり 5 m²/人以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、誘致圏域内において「みどり」面積が 20.00 m²/人であり 5 m²/人以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、倉庫や工場の買収が必要であり、実現性は低いと判断する。 全体での評価「6 総合評価」は、未着手都市高速道路の計画と密接に関連することから（ランプ高架下に計画された公園）、存続と判断する。 最終評価未着手区域は存続とする。			

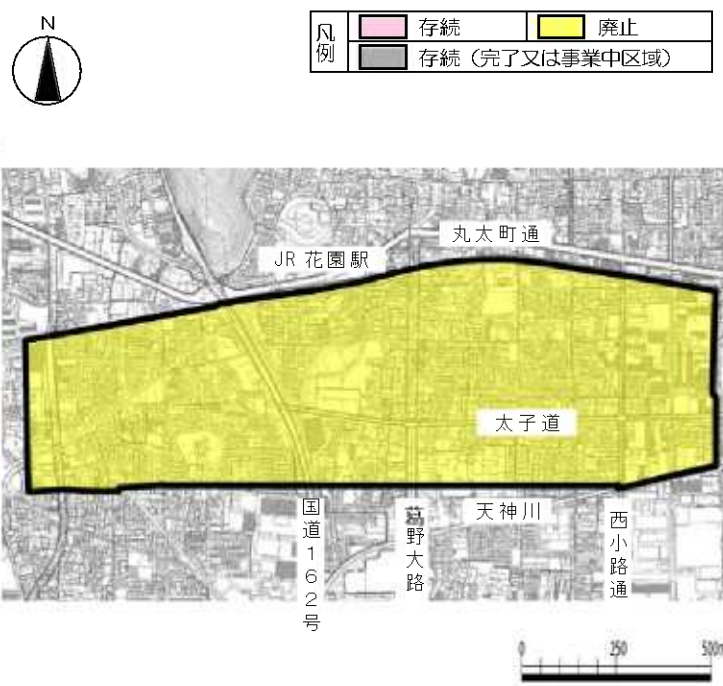
No.	34	見直し（素案）	存続（変更なし）								
名称	3 桂川緑地		変更前面積：488.5ha⇒変更後面積：488.5ha								
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：120,000									
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、府民のスポーツの場、水と親しむ場の整備を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体的な整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、市民一人当たりその他公園（緑地含む）面積が 1.37 m²/人であり 4.25 m²/人（その他公園の充足判断基準値）以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、市民一人当たり「みどり」面積が 4.53 m²/人であり 4.25 m²/人（その他公園の充足判断基準値）以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、桂川河川敷は買収の必要がなく、実現性は高いと判断する。		 凡 例 <table border="1"> <tr> <td></td><td>存続</td> <td></td><td>廃止</td> </tr> <tr> <td></td><td>存続（開園済）</td><td></td><td></td> </tr> </table> ※その他公園の種別 風致公園、交通公園、墓園、都市林、広場公園、都市緑地、緑道 ※市内の代替となる「みどり」 桂川河川敷等			存続		廃止		存続（開園済）		
	存続		廃止								
	存続（開園済）										
最終評価 未着手区域は存続とする。											

No.	35	見直し（素案）	存続（変更なし）								
名称	4 東山自然緑地		変更前面積：20.4ha⇒変更後面積：20.4ha								
評価内容（P26, 27 見直し指針参照）		見直し（案）図 1：50,000									
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、良好な地区環境形成、市民のレクリエーション利用の遊歩道等の提供を図るという最終変更理由であり、現状に適合していると判断する。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での具体的な整備に関する位置付けはない。 「3 公園・緑地の配置等の状況」は、市民一人当たりその他公園（緑地含む）面積が 1.37 m²/人であり 4.25 m²/人（その他公園の充足判断基準値）以下であるため、充足していないと判断する。 代替性の評価「4 代替となる「みどり」の配置等の状況」は、市民一人当たり「みどり」面積が 4.53 m²/人であり 4.25 m²/人（その他公園の充足判断基準値）以上であるため、一定充足していると判断する。 実現性の評価「5 実現性の評価」は、未着手区域は小規模であり、実現性は高いと判断する。		 凡 例 <table border="1"> <tr> <td></td><td>存続</td> <td></td><td>廃止</td> </tr> <tr> <td></td><td>存続（開園済）</td><td></td><td></td> </tr> </table> ※その他公園の種別 風致公園、交通公園、墓園、都市林、広場公園、都市緑地、緑道 ※市内の代替となる「みどり」 桂川河川敷等			存続		廃止		存続（開園済）		
	存続		廃止								
	存続（開園済）										
最終評価 未着手区域は存続とする。											

5 土地区画整理事業の見直し（素案）

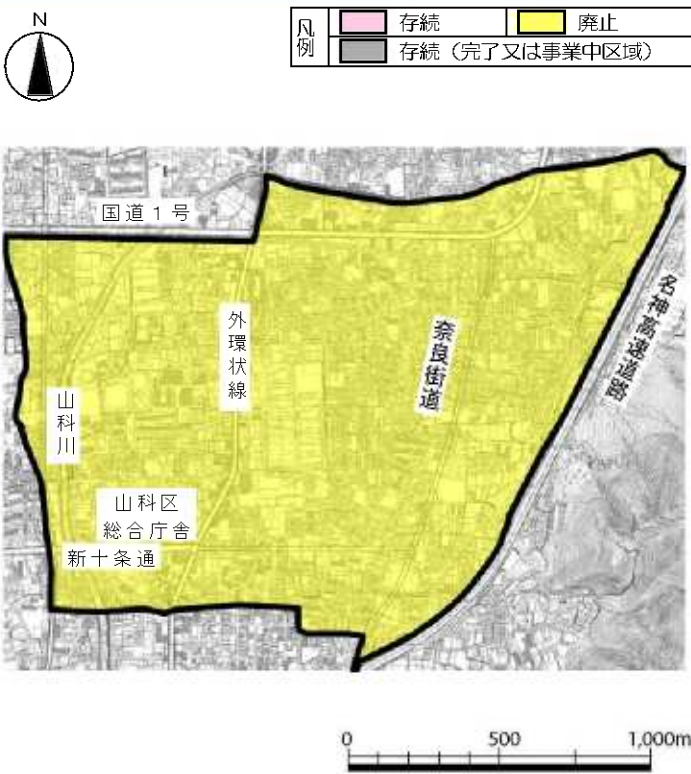
No.	1	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	西京極地区 土地区画整理事業		変更前面積：97.2ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：15,000	
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、住宅地と工業地が共存した市街地が形成されており、工業地の敷地造成を図るという決定理由は現状に適合していない。			
市街地環境改善の必要性の評価 「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域がある。 「5 市街地環境の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」は、延焼のしにくさ、避難のしやすさ、都市基盤の整備状況の全ての評価に課題のある区域があり、環境改善の必要性が高い。			
最終評価 未着手区域は廃止とする。			
見直し後の取組 木造密集市街地と重複する区域があり、また、市街地環境改善の必要性が高い区域を含んでいることから、土地区画整理事業の都市計画の廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。			

No.	2	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	太子地区 土地区画整理事業		変更前面積：227.1ha⇒変更後面積：20.8ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：20,000	
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、住宅地と工業地が共存した市街地が形成されており、工業地の敷地造成を図るという決定理由は現状に適合していない。		N 凡例 存続 廃止 存続（完了又は事業中区域）	
市街地環境改善の必要性の評価 「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域がある。 「5 市街地環境の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」は、延焼のしにくさ、避難のしやすさ、都市基盤の整備状況の全ての評価に課題のある区域があり、環境改善の必要性が高い。			
最終評価 未着手区域は廃止とする。			
見直し後の取組 木造密集市街地と重複する区域があり、また、市街地環境改善の必要性が高い区域を含んでいることから、土地区画整理事業の都市計画の廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。			

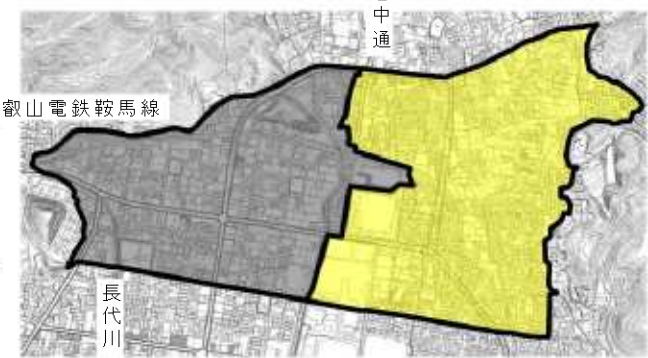
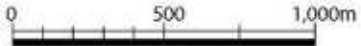
No.	3	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	太秦地区 土地区画整理事業		変更前面積：100.2ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：20,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、住宅地を中心とした市街地が形成されており、工業地の敷地造成を図るという決定理由は現状に適合していない。 市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域がある。 「5 市街地環境の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」は、延焼のしにくさ、避難のしやすさ、都市基盤の整備状況の全ての評価に課題のある区域があり、環境改善の必要性が高い。 最終評価未着手区域は廃止とする。 見直し後の取組木造密集市街地と重複する区域があり、また、市街地環境改善の必要性が高い区域を含んでいることから、土地区画整理事業の都市計画の廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。			

No.	4	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	伏見地区 土地区画整理事業		変更前面積：85.2ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：20,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、京都市歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定されているなど、伏見城の城下町としての名残がある市街地が形成されており、中心市街地の高度利用を図るという決定理由は現状に適合していないが、未整備の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合しているため、評価としては、現状に適合しているとする。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での土地区画整理事業の位置付けはない。 実現性の評価「3 事業化の見通しの有無」は、本計画区域内での事業着手の見通しはなく、また、土地区画整理事業に対する具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない。 市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域がある。 「5 市街地環境の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」は、延焼のしにくさ、避難のしやすさ、都市基盤の整備状況の全ての評価に課題のある区域があり、環境改善の必要性が高い。 最終評価未着手区域は廃止とする。 見直し後の取組木造密集市街地と重複する区域があり、また、市街地環境改善の必要性が高い区域を含んでいることから、土地区画整理事業の都市計画の廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。			

No.	5	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	松ヶ崎地区 土地区画整理事業		変更前面積：101.5ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：25,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、都市計画施設は概ね整備済みであり、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合していないが、一部の地域において、木造密集市街地と重複し、住居地域として適切な市街化を図るという決定理由は現状に適合しているため、評価としては、現状に適合しているとする。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での土地区画整理事業の位置付けはない。			
実現性の評価「3 事業化の見通しの有無」は、本計画区域内での事業着手の見通しはなく、また、土地区画整理事業に対する具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない。			
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域がある。 「5 市街地環境の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価」は、延焼のしにくさ、避難のしやすさ、都市基盤の整備状況の全ての評価に課題のある区域があり、環境改善の必要性が高い。			
最終評価未着手区域は廃止とする。			
見直し後の取組木造密集市街地と重複する区域があり、また、市街地環境改善の必要性が高い区域を含んでいることから、土地区画整理事業の都市計画の廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の活用を検討する区域とする。			

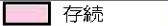
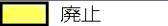
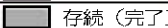
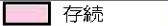
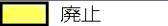
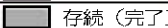
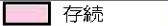
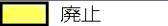
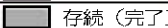
No.	6	見直し（素案）	区域の全廃止
名称	山科東部地区 土地区画整理事業		変更前面積：251.6ha⇒変更後面積：0ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1：25,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、民間開発などにより、住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していないが、未整備の都市計画道路が残っているため、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合しているため、評価としては、現状に適合しているとする。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での土地区画整理事業の位置付けはない。			
実現性の評価「3 事業化の見通しの有無」は、本計画区域内での事業着手の見通しはなく、また、土地区画整理事業に対する具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない。			
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。			
最終評価未着手区域は廃止とする。			
見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。			

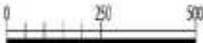
No.	7	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛北第一地区 土地区画整理事業		変更前面積：94.5ha⇒変更後面積：84.7ha 見直し（素案）図 1：25,000
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）			
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、計画区域の約9割が事業を完了しており、また、残りの未着手区域も、民間開発などによる住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していないが、未整備の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合しているため、評価としては、現状に適合しているとする。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での土地区画整理事業の位置付けはない。			
実現性の評価「3 事業化の見通しの有無」は、本計画区域内での事業着手の見通しはなく、また、土地区画整理事業に対する具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない。			
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。			
最終評価未着手区域は廃止とする。			
見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。			

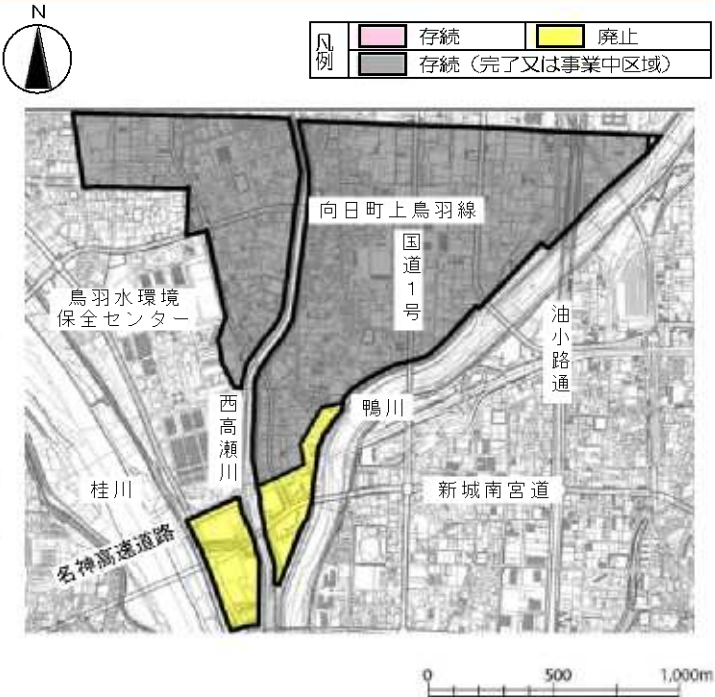
No.	8	見直し（素案）	区域の一部廃止									
名称	洛北第二地区 土地区画整理事業		変更前面積：120.0ha⇒変更後面積：53.3ha 見直し（素案）図 1：25,000									
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）												
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、計画区域の約5割が事業に着手しており、また、残りの未着手区域も、民間開発などによる住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していないが、未整備の都市計画道路が残っており、公共施設を整備するという決定理由は現状に適合しているため、評価としては、現状に適合しているとする。 「2 上位計画等での位置付けの有無」は、上位計画等での土地区画整理事業の位置付けはない。		 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px 5px;">凡例</td> <td style="width: 30px; height: 15px; background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">存続</td> <td style="width: 30px; height: 15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">廃止</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; height: 15px; background-color: #808080; border: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">存続（完了又は事業中区域）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		凡例		存続		廃止		存続（完了又は事業中区域）		
凡例		存続			廃止							
		存続（完了又は事業中区域）										
実現性の評価「3 事業化の見通しの有無」は、本計画区域内での事業着手の見通しはなく、また、土地区画整理事業に対する具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない。												
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。												
最終評価未着手区域は廃止とする。												
見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。												

No.	9	見直し（素案）	区域の一部廃止									
名称	洛北第三地区 土地区画整理事業		変更前面積：55.5ha⇒変更後面積：32.6ha									
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1：20,000									
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、計画区域の約6割が事業に着手又は完了しており、また、残りの未着手区域も、山林や寺院、自動車教習所などが一団地となっているほか、民間開発などによる良好な住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。また、未整備の都市計画施設がなく、公共施設を整備するという決定理由も現状に適合していない。			N  <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">凡例</td> <td style="background-color: #FFDAB9; width: 30px; height: 15px;"></td> <td>存続</td> <td style="background-color: #FFFF00; width: 30px; height: 15px;"></td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #A9A9A9; width: 30px; height: 15px;"></td> <td>存続（完了又は事業中区域）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> 	凡例		存続		廃止		存続（完了又は事業中区域）		
凡例		存続				廃止						
		存続（完了又は事業中区域）										
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。												
最終評価未着手区域は廃止とする。												
見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の整備・誘導を行う。												

No.	10	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	洛西第一地区 土地区画整理事業		変更前面積：79.0ha⇒変更後面積：73.1ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1：20,000
必要性の評価 「1 都市計画決定理由の検証」は、計画区域の約9割が事業を完了しており、また、残りの未着手区域も、旧街道沿いに住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。また、地区北端に位置する山陰街道の一部を除いて未整備の都市計画施設がないため、公共施設を整備するという決定理由も現状に適合していない。			
市街地環境改善の必要性の評価 「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。			
最終評価 未着手区域は廃止とする。			
見直し後の取組 土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。			

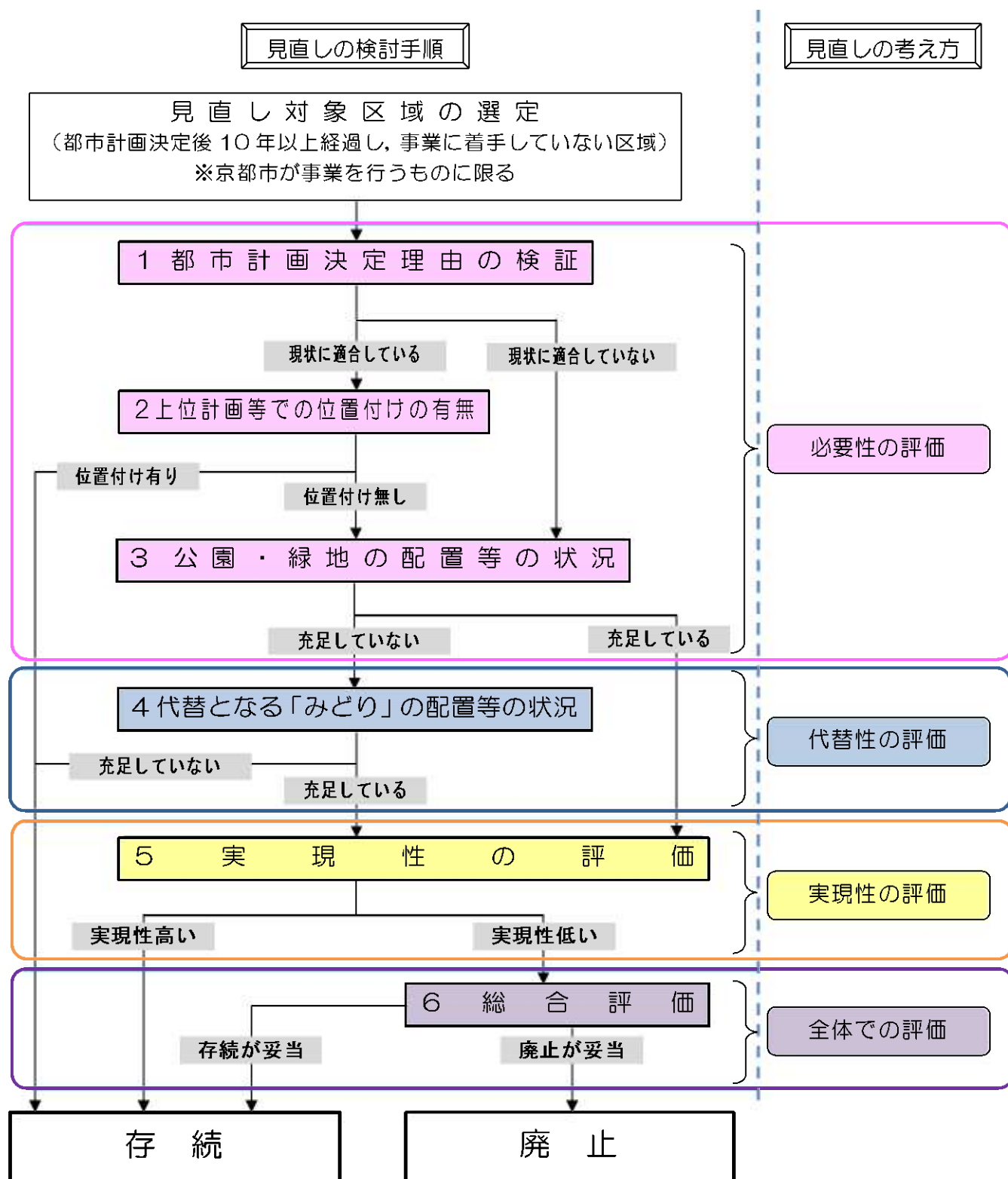
No.	11	見直し（素案）	区域の一部廃止								
名称	洛西第二地区 土地区画整理事業		変更前面積：98.1ha⇒変更後面積：96.6ha								
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1：25,000								
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、ほぼ全域で事業を完了しており、また、残りの未着手区域も、民間開発などによる良好な市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。また、未整備の都市計画施設がなく、公共施設を整備するという決定理由も現状に適合していない。			N  凡例 <table><tr><td></td><td>存続</td><td></td><td>廃止</td></tr><tr><td></td><td>存続（完了又は事業中区域）</td><td></td><td></td></tr></table>		存続		廃止		存続（完了又は事業中区域）		
	存続			廃止							
	存続（完了又は事業中区域）										
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。											
最終評価未着手区域は廃止とする。											
見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園等の整備・誘導を行う。											

No.	12	見直し（素案）	区域の全廃止									
名称	洛西第三地区 土地区画整理事業		変更前面積：10.0ha⇒変更後面積：0ha									
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）			見直し（素案）図 1：20,000									
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、学校やグラウンドとして土地利用されているほか、民間開発などによる良好な住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。また、地区南端に位置する嵐山桎原線の一部を除いて未整備の都市計画施設がなく、公共施設を整備するという決定理由も現状に適合していない。			 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">凡例</td> <td style="width: 30px; height: 15px; background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">存続</td> <td style="width: 30px; height: 15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">廃止</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; height: 15px; background-color: #808080; border: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">存続（完了又は事業中区域）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	凡例		存続		廃止		存続（完了又は事業中区域）		
凡例		存続				廃止						
		存続（完了又は事業中区域）										
市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。												
最終評価未着手区域は廃止とする。												
見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。			 									

No.	13	見直し（素案）	区域の一部廃止
名称	上鳥羽南部地区 土地区画整理事業		変更前面積：166.8ha⇒変更後面積：151.0ha
評価内容（P28, 29 見直し指針参照）		見直し（素案）図 1:30,000	
必要性の評価「1 都市計画決定理由の検証」は、計画区域の約9割が事業に着手しており、また、残りの未着手区域も、下水処理場や公園などの都市施設の用地であるほか、良好な住宅市街地が既に形成されており、スプロール化を防止するという決定理由は現状に適合していない。また、未整備の都市計画施設の区域は、下水処理場や公園などの都市施設用地であり、土地区画整理事業により用地を確保し、公共施設を整備するという決定理由も現状に適合していない。 市街地環境改善の必要性の評価「4 木造密集市街地の改善の必要性」は、木造密集市街地と重複する区域はない。 最終評価未着手区域は廃止とする。 見直し後の取組土地区画整理事業の都市計画の廃止後も、必要に応じて別途、地域に密着した生活道路や公園、都市の骨格となる幹線道路等の整備・誘導を行う。			

参考 1 都市計画公園・緑地の見直し指針（抜粋）

（１）見直しの考え方と手順



(2) 見直しに関する評価の視点

見直しの考え方	番号	評価指標	視点
必要性の評価	1	都市計画決定理由の検証	・都市計画決定当時（変更している場合は直近の変更時）における理由の現状への適合
	2	上位計画等での位置付けの有無	・上位計画や関連計画における位置付けの有無
	3	公園・緑地の配置等の状況	・誘致圏域 ^{※1} を中心としたエリアにおける公園・緑地の配置状況、面積の充足状況（誘致圏域内における公園・緑地の敷地面積総計を誘致圏域内人口で割った一人当たり面積が5㎡以上であれば充足とする（地区公園、近隣公園、街区公園の場合）。）
代替性の評価	4	代替となる「みどり」の配置等の状況	・誘致圏域を中心としたエリアにおける「みどり ^{※2} 」（公園・緑地に加えて、社寺、河川、地域制緑地、学校等、緑被地と一体となったもの）の配置状況、面積の充足状況（誘致圏域内における「みどり」の敷地面積総計を誘致圏域内人口で割った一人当たり面積が5㎡以上であれば充足とする（地区公園、近隣公園、街区公園の場合）。）
実現性の評価	5	実現性の評価	・地域コミュニティの存続への影響 ・買収対象となる建築物の立地状況 ・関連事業の状況 ・早期に整備効果が見込めるか
全体での評価	6	総合評価	・廃止して問題が生じないか（周辺のまちづくりに影響しないか、地域からの要望はないか、広域避難場所の配置状況はどうか。）。 ・廃止した場合、緑の基本計画^{※3}における公園整備の目標値を確保可能か。 ・見直し対象区域内において、公園・緑地として保全すべき樹林地^{※4}、史跡、水面が有る場合は、区域を存続 ・見直し対象区域が、未着手都市計画道路に接道しており、防災上の観点から、道路整備と併せて整備を行う必要が有る場合は、区域を存続

※1 誘致圏域：誘致距離の範囲内（街区公園であれば誘致距離 250mの範囲内）。

※2 「みどり」：今回の見直しでは、公園・緑地をはじめとして、社寺、河川、地域制緑地^{※5}、学校等、緑被地^{※6}と一体となったものとしております。

※3 緑の基本計画：市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。京都市では現行の「京都市緑の基本計画」を平成22年2月に策定しています。その中で、平成37年までの公園整備の目標値として、市民一人当たりの公園面積10㎡を掲げています（平成22年度末時点において京都市では4.7㎡）。

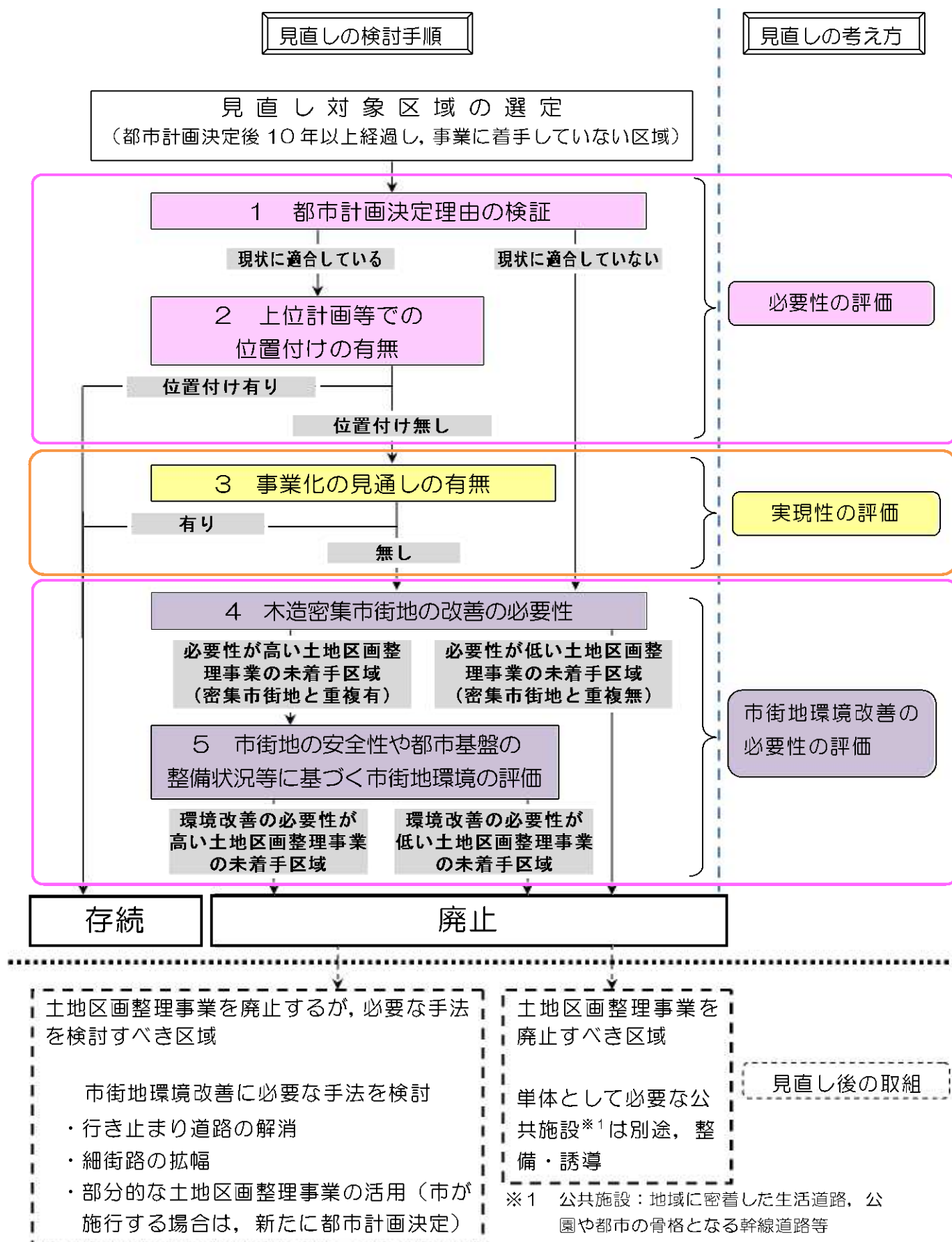
※4 樹林地：樹木で覆われた土地

※5 地域制緑地：一定の区域に対し、土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として、法律等で指定する緑地。

※6 緑被地：樹木や草で覆われた土地（今回の見直しでは裸地（樹木や草で覆われてなくても自然的環境の状態にある土地）や水面も含む）。

参考 2 土地区画整理事業の見直し指針（抜粋）

（1）見直しの考え方と手順



(2) 見直しに関する評価の視点

見直しの考え方	番号	評価指標	視点
必要性の評価	1	都市計画決定理由の検証	・市街地の現状や市街化の変遷（民間開発等により良好な市街地が形成されている、工場でまとまりのある土地利用がされている等）を踏まえ、都市計画決定当時（変更している場合は直近の変更時）における理由の現状への適合
	2	上位計画等での位置付けの有無	・上位計画での土地区画整理事業の位置付けの有無 ・大規模工場跡地や駅前拠点整備等の関連計画での位置付けの有無
実現性の評価	3	事業化の見通しの有無	・今後、10年のうちに現在の都市計画に基づき事業着手する見通しの有無 ・住民主体によるまちづくり活動において、土地区画整理事業の実施に向けた具体的な取組や、機運の高まりの有無
市街地環境改善の必要性の評価	4	木造密集市街地の改善の必要性	・「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針（平成24年7月策定）」において、全国共通指標に基づき抽出された木造密集市街地※1との重複の有無
	5	市街地の安全性や都市基盤の整備状況等に基づく市街地環境の評価	市街地の安全性（延焼のしにくさ） ・1ha当たりの木造建築物の戸数 ・地区内の空地や耐火建築物の面積の割合 ・地区内の木造建築物の建築面積の割合 （避難のしやすさ） ・建物倒壊や火災の影響を受けずに避難できる確率 ・建物倒壊により道路がふさがり、孤立する交差点の比率 都市基盤の整備状況 ・都市計画道路の整備状況 ・地区内の生活道路等の面積の割合 ・地区内の道路（幅員6m以上）から30m以内の宅地面積の割合 ・公園の整備状況

※1 木造密集市街地：1戸当たりの敷地面積が狭小な住宅が大半で、倒壊危険性が高い住宅が集合している、又は延焼の危険性が高く、避難・消火が困難な市街地。今回の見直し対象区域では、太秦、太子、西京極、伏見、松ヶ崎地区の一部が重複しています。

御意見の提出方法

郵送，持参，FAX，電子メール又は都市計画課ホームページのいずれかの方法により，御意見をお寄せください。

なお，電話では受け付けておりませんので，御了承ください。

(1) 郵送の場合

〒604-8571 （住所の記載は不要です。）

京都市役所 都市計画局都市企画部都市計画課 行

(2) 持参の場合

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所 都市計画局都市企画部都市計画課（北庁舎2階）

（平日の午前8時45分から午後5時30分まで）

(3) FAXの場合

FAX番号 075-222-3472

(4) 電子メール

アドレス tokeika@city.kyoto.jp

(5) 都市計画課ホームページ（意見送信フォームはこちらです。）

URL http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_11.html

（「都市計画施設等の見直し」で検索することもできます。）



事務局：京都市都市計画局都市企画部都市計画課

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505 FAX：075-222-3472

URL：http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_11.html （パプコメ君）

平成25年2月発行 京都市印刷物第243138号



※ 御不明な点がございましたら，上記問合せ先へ御連絡ください。